

関 川 村
人 権 教 育 ・
啓 発 進 推 計 画



2021（令和3）年7月



関 川 村
関川村教育委員会

ごあいさつ

すべての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。このことは国際連合（国連）が、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択しました。わが国では「日本国憲法」により「基本的人権」として保障されています。これまで、この基本的人権を守るためにさまざまな取組が行われてきました。

世界を見れば戦争や内紛は後を絶たず、国内においても部落差別をはじめ、女性や子ども、高齢者に対する虐待、いじめ、障がいのある人や外国籍の人に対する偏見や差別などさまざまな人権侵害が起きており、情報化や国際化が進むなか、多様化する社会のなかで複雑化してきています。

わたしたちの暮らしを真に平和で豊かなものにするためには、誰もが幸せに生きる権利である人権を尊重し合うことが大切です。そのためにはわたしたち一人ひとりが人権について正しく理解し、これを守っていく必要があります。

村では、むらづくりの基本となる「関川村むらづくり基本条例」において、「憲法で定める基本的人権を尊重し、すべてにおいて一人ひとりの人権に配慮する」とし、差別のない思いやりにあふれた明るいむらづくりに努めることを定めています。そして、この度、社会情勢の変化や人権施策をめぐる動向を踏まえ、さまざまな人権課題の解決に取り組んでいくため、村民の人権に関する意識調査を実施し、その結果を基に、2012（平成24）年3月に策定した「関川村人権教育・啓発推進計画」の改訂を行いました。

今後は、本計画に基づき村民の皆様とともに、さまざまな場面で人権・同和教育と啓発に取り組んでまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「関川村人権教育・啓発推進計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、関係機関や意識調査にご協力をいただいた村民の皆様にご心から御礼申し上げます。

2021（令和3）年7月30日

関川村長 加 藤 弘

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の背景	1
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	5
5	計画の基本理念	5
第2章	村民意識調査結果と考察	6
1	調査の概要	6
2	調査結果と考察	6
第3章	人権・同和教育及び啓発の推進	8
1	就学前における人権・同和教育(保育)の推進	8
2	学校教育における人権・同和教育の推進	8
3	家庭や地域社会における人権教育・啓発の推進	10
4	企業や事業所、職場における人権教育・啓発の推進	11
第4章	分野別施策の推進	13
1	女性の人権	13
2	子どもの人権	15
3	高齢者の人権	17
4	障がいのある人の人権	19
5	部落差別問題（同和問題）	21
6	外国籍の人の人権	24
7	感染症患者等の人権	25
8	さまざまな人権課題	26
第5章	計画の推進	31
1	庁内推進体制の整備	31
2	関係機関や地域等との連携	31
データ	関川村人権に関する意識調査結果（抜粋）	32
参考資料		53